

香川県における神社分布(1)

- 賀茂神社・熊野神社・諏訪神社・石槌神社 -

森 孝宏*

Distribution of Shinto Shrines in Kagawa Prefecture (1)

-The Kamo Shrines , The Kumano Shrine , The Suwa Shrine , The Ishizuchi Shrine-

Takahiro MORI

Abstract

This paper examines the distribution of Shinto shrines in Kagawa prefecture. “The Kamo Shrines” are mainly distributed over the areas of ancient manors owned by “the Kamo Shrines,” the areas of the ancient ports along the shore, and on the islands. These facts imply that a part of the spirit of deities was conveyed through the sea to be enshrined. “The Kumano Shrine,” “the Suwa Shrine,” and “the Ishizuchi Shrine” tend to be distributed along the roads running from south to north in Kagawa prefecture, and many of these shrines are also found in the mountains. These facts imply the spirits of the deities of these shrines were partially conveyed and enshrined crossing the pass of the mountains in southern part of the prefecture. “The Suwa Shrine” seems to be worshiped as a “military god.”

Key Words: The Kamo Shrines , The Kumano Shrine , The Suwa Shrine , The Ishizuchi Shrine

はじめに

神社には、土地固有神の神社と、他社から勧請して伝播した神社との両様がある。本来は土地固有の祭神であった社に、勧請した祭神を合祀し、社名が入れ替わった社も多い。

小稿では、『香川県神社誌¹⁾』を資料として、「賀茂神社」・「熊野神社」・「諏訪神社」・「石槌神社」について、香川県内の分布の分析を試みた。郡市名・神社番号・神社名・所在地・祭神名・由緒は、すべて『香川県神社誌』のものをそのまま使用する。

* 香川高等専門学校詫間キャンパス 一般教育科

1. 「賀茂神社」

香川県内の「賀茂神社」は、

京都「上賀茂神社」 祭神：賀茂別雷大神

京都「賀茂御祖神社」 祭神：賀茂建角身命

玉依媛命

よりの勧請であろう。「賀茂神社」として、『香川県神社誌』に登録されている祭神名は、「賀茂別雷神・別雷神」「賀茂御祖神」「賀茂建角見神・建角見神」「玉依姫神」である。

1.1 賀茂社領の「賀茂神」

京都よりの勧請についての記述があるのは三豊郡3

6「賀茂神社」のみである。

(1) 三豊郡36「賀茂神社」

仁尾町大字仁尾字北

祭神 別雷神

由緒 応徳元年(1084)^{注1}九月十四日山城国賀茂大神の御分霊を、原齋木朝臣吉高が鴨氏人と共に仁尾大津多島の地に奉齋せしを以て創めとす。爾来原氏代々当社の祠官たり。賀茂大明神縁起によれば御分霊を讃岐国に御遷座の由叡聞に達し、勅して讃岐鎮護の神とし、地を津多島に卜定して神田二十町を附与し給へりと云ふ。寛治四年(1090)堀河上皇、京都賀茂下上の社へ不輸田六百余町を御供田として奉り、又諸国に九ヶ所の御厨を分置し給ふ。(中略)当社地津多島は海中にして祭礼等不便の爲め、観応元年(1350)細川顯氏現今の地に遷座し奉り、(下略)

とあって、京都より「賀茂神社」を蔦島へ勧請し、後、仁尾字北へ遷座したという。これは、『香川県通史』に次のように記されている。

1090年(寛治四年)七月、同社の日供え料として荘園十九箇所と御厨九箇所が寄進された。その中に讃岐国葛原庄の田地六十町と、御厨の中に内海があることが百練抄に見える。

葛原庄は葛原郷の地で、現在の仲多度郡多度津町の葛原・南鴨・北鴨・道福寺・堀江の地である。本社の別宮として勧請されたのが現存の南鴨の賀茂神社である。

御厨とは神社に附属して神饌を調進する領地で、主として河海に産する御贄即ち魚鳥貝海藻果実等を供進する所で、讃岐御厨内海は三豊郡仁尾町の蔦島を中心として仁尾町の海岸一帯である。1084年(応徳元年)本社の別宮が勧請された賀茂神社はもと蔦島にあったが、後1350年(観応元年)現在の仁尾字北の海岸に移ったものである。この神社所蔵の古文書に「鴨御祖社領讃岐国内海津多島供祭所云々」とある。

(『香川県通史・古代中世近世編』p402)³⁾
『香川県史』にも当地に「賀茂神社」の社領があったことが記されており、勧請の記述は無いが、多度郡の項に

寛治四年(1090)七月、白川院の夢想により鴨御祖社へ寄進された御供田に紀源を持つ葛原庄は、弘安九年(1286)閏十二月二十三日の鴨御祖大神宮政所下文(林康貞氏所蔵文書)に初見する。

(『香川県史』第二巻P143)

とあり、三野郡の項には、

内海御厨は、寛治四年(1090)七月、白川院の夢想により御供田とともに鴨御祖社へ寄進された御厨

の一つである(『賀茂社諸国神戸記』)。その所在地に関しては、観応元年(1350)十二月十七日の讃岐守護細川顯氏禁制^{注2}(常徳寺文書)に「鴨御祖社領讃岐国内海津多島供祭所」と見えるのが唯一の所見である。この記事により、内海御厨は現在の仁尾町蔦島付近にあったことがわかる。同町の賀茂神社は御厨の設置と関わって勧請されたものとみられる。

(『香川県史』第二巻P148)

と記されている。

勧請の記述はないが、綾歌郡阿野村にも、賀茂神社領が存した。

(2) 綾歌郡 8 3 「鴨神社」

加茂村大字鴨字井手西

祭神 別雷命

由緒 当村字井手東鎮座村社鴨神社に於けると同じく延喜式内社なりと称せらる。(中略)天平四年(732)八月二十五日の肇祀にして当時僧行基、聖武天皇の勅を奉じ、国分寺、甲智寺、法華寺を建立の爲め当地に来る。当時この地雷雨洪水頻年にして里民甚だ苦しめり。行基即ち時の国司藤原景隆に勤めて賀茂別雷神を祀らしむ。(下略)

『式内社調査報告』⁴⁾には、

『下賀茂神社記』に、建長六年(一二五四)十月、讃岐国鴨莊を以て神領に充てた記事があり、当社との関係が知られる。

(『式内社調査報告』南海道P429)

とあり、『香川県史』にも、阿野郡の項に

阿野郡 当郡においては鳥羽院政期に石清水社領の新宮があらわれるほかには、平安時代の終わりまで荘園の存在は確認されない。鎌倉時代に入って、崇徳院御影堂領北山本新莊(山本莊)・白峰寺領松山莊・賀茂社領鴨・氏部兩莊などが成立し、南北朝時代初頭に一条家領山田莊があらわれる。

(『香川県史』第二巻P127)

当郡内には、鴨御祖社(下鴨社)領の鴨部莊と、賀茂別雷社(上賀茂社)領の氏部莊とがあった。

(『香川県史』第二巻P129)

と記している。

延喜式内社の「讃岐国阿野郡鴨神社」については、論社として綾歌郡 8 6 「鴨神社」がある。

(3) 綾歌郡 8 6 「鴨神社」

加茂村大字鴨字井手東

祭神 一言主命 玉依姫命

由緒 当村字井手西鎮座村社鴨神社に於けると同じく延喜式内社なりと称せらる。(中略)明治初年(1868)村社に列せられ鴨葛城神社と称せしが、後ち

鴨神社と改称す。(下略)

この社名は、村名に依るもので、祭神も異なり、京都「賀茂神社」との関係は希薄であるものと考えられる。

綾歌郡83「鴨神社」及び綾歌郡86「鴨神社」のいずれかが、延喜神名式に「讃岐国阿野郡鴨神社」とある式内社であろう。

香川県内には、綾歌郡に「加茂村」、仲多度郡に旧「南鴨村、北鴨村」、庄内村に「鴨越」集落、三豊郡観音寺町に「賀茂」集落等の地名が残っており、「賀茂神社」との縁故が伺える。

1.2 賀茂社領以外の「賀茂神」

賀茂社領以外で、「賀茂神」を祭神としている社の内、勧請のことを記してあるのは、以下の社である。

(4) 木田郡106「雷八幡神社」

田中村大字田中字宮下

祭神 応神天皇 仲哀天皇 神功皇后

武内宿禰 別雷神

由緒 (前略)雷八幡宮記によれば、持統天皇春二月より夏五月に亘り霖雨止むことなく雷電日夜鳴動す。諸民畏怖し農耕を営むこと能はず。時に庄司八津八太郎なる者あり、神壇を設け霖雨消散雷電鎮除の祈願をなす。祝禱七昼夜、満願の暁二神童現る。一は白馬を牽き一は盤石を負ひ八太郎に告て曰く「爾至誠之祈禱神明受納し給ひて今爾が為に其の感応を示す」と。即時に迅雷鳴動して大火珠壇上に落つ。二神童又告げて曰く『我に利益あり云々、又天雷の難を除く』と。終りて紫雲に乗じて去る。跡に靈石三箇あり。而して霖雨忽ち霽れたれば八太郎等歡喜して諸人と共に其の石を壇の中央に埋鎮す。世にこれを雷塚といふ。又神殿を其前方に建立して雷の宮といひ或は八太郎の宮ともいふ。(下略)

木田郡106「雷八幡神社」の「由緒」は、「雷電鎮除」のため「別雷神」を勧請したものが、あるいは、「雷」に引かれて、「別雷神」を祭神としたものかの、いずれかを示すものであろう。

(5) 仲多度郡95「若林神社」

四條村大字吉野下字川原添

祭神 別雷神

由緒 (前略)一説に、長元年間(1028～1036)旱魃の際、里人祈雨の為満濃池祭神たる別雷神、水波女神の二柱の御分霊を此の地に奉遷して祈雨せしに大に靈驗ありて降雨数日に及べり。(中略)当社は古くより加茂大明神、加茂若林大明神と称へられ、この地の氏神として尊崇され来

れり。明治維新の際若林神社と改称す。(下略)

綾歌郡83「鴨神社」は「雷雨洪水」停止祈願のため、仲多度郡95「若林神社」は「祈雨の為」、「別雷神」を勧請したものであるという。仲多度郡95「若林神社」は、「満濃池祭神」を勧請してきたと記している。その勧請元の「満濃池祭神」とは仲多度郡98「神野神社」であろう。

(6) 仲多度郡98「神野神社」

神野村大字東七箇字神野

祭神 天穗日命 嵯峨天皇 別雷神

(一に曰 罔象女命 別雷神 天穗日命 嵯峨天皇)

由緒 延喜神名式に『讃岐国那珂郡小神野神社』とありて式内讃岐国二十四社の一なり。神社は満濃池の堤上に鎮座ありて、大宝年間(701～703)満濃池築造以来同池の守護神なり。(中略)大同三年(808)九月満濃池破壊の砌、当社北方に別雷神を祀り加茂大明神と称へしが、是亦後年社殿破損して当社に合祀し奉れり。(下略)

仲多度郡98「神野神社」もいずこよりか「別雷神」を遷座したことを記している。

(7) 香川郡14「賀茂神社」

香西町字香西

祭神 事代主神

合祀祭神 伊邪弭岐神 伊邪那美神

(一に曰 別雷神 大山津見神 伊邪弭岐神 伊邪那美神)

由緒 当社古くは恵比須神社と称へられ往古より当郷に鎮座あり。(中略)明治十六年(1883)字本津山王神社・賀茂神社を、同四十年(1907)字香西熊野神社を合祀の上、同年十月十五日賀茂神社と改称す。

香川郡14は、合祀祭神であった「賀茂神」が社名になったものである。

1.3 祭神名が替わった「加茂神社」

(8) 香川郡259「加茂神社」

雌雄島村大字男木島字大井

祭神 彦火々出見尊

香川郡259「加茂神社」は、社名と祭神名・地名が一致しない。これは、本来、「賀茂神社」からの勧請社であったものが、その由緒が不明になり、祭神が入れ替わったものであろう。社名を記した額を掲げている社もあるし、氏子にとって、社名は日常生活の中に生きている。それに対し、祭神を意識することは少なかったであろう。祭神が不明になったものの、社名に

その社の本性を残しているものと考えられる。このことは、下記の「熊野神社」・「石槌神社」についても、同じことが言える。

1.4 「賀茂神」の分布

「図 賀茂神社分布図」に示す通り、賀茂社領以外では、「賀茂神」は沿岸部に多く分布することが読み取れる。『香川県通史』には、古代の港について、次のように記している。

津は讃岐では一郡一津が普通であった。郡司調庸輸送の便宜上からである。

大内郡白鳥郷の湊村 現在の白鳥町大字湊

寒川郡多和郷の津田 現在の太田郡津田町大字津田

三木郡三木の津 現在の木田郡牟礼町

山田郡山田の津 現在の高松市高松町津ノ森

香川郡香川の津 現在の高松市香西東の本津

阿野郡阿野津 現在の坂出市林田大屋富高屋の海岸

鷺足郡宇多津 現在の綾歌郡宇多津町

那珂郡中津 現在の丸亀市

三野郡三野津 現在の三豊郡三野町大字吉津

豊田郡刈田津 現在の観音寺市飯屋

(『香川県通史・古代中世近世編』p238)

「賀茂神」の分布する津田、香西、観音寺は、律令時代以来の要港であった。

「賀茂神」は、賀茂社領のあった綾歌郡加茂村・多度津・仁尾と、港のあった津田・香西・観音寺をはじめ、沿岸・島嶼部に分布している。特に「下賀茂神社」の祭神である「賀茂御祖神・賀茂建角身命・玉依姫神」は、島嶼部に多く分布している。賀茂社領以外の「賀茂神」は、海路伝播してきたものであろう。

2. 「熊野神社」

香川県の「熊野神社」は

紀伊国「熊野本宮大社」祭神：家都美御子大神

紀伊国「熊野速玉大社」祭神：熊野速玉男神

紀伊国「熊野那智大社」祭神：熊野夫須美神

の熊野三所よりの勧請であらう。『香川県神社誌』に登録されている祭神は、「熊野大神」「熊野椽樟日命・熊野久須毘命」「熊野忍踏命」「熊野結神」「熊野新宮分霊」「熊野那智分霊」「速玉男神」「事解男命」である。小稿では、これらの祭神を一柱でも有する社を「熊野神社」として扱うことにする。

熊野速玉男神は伊邪那岐神とされ、熊野夫須美大神は伊邪那美神とされるが、

(Wikipedia『熊野速玉大社』)

熊野坐大神(家都美御子大神)は、須佐之男命とされるが、(Wikipedia『熊野本宮大社』)とあるように、三神は、『香川県神社誌』では「伊邪那岐神、伊邪那美神、須佐之男命」で登録されることが多いが、「伊邪那岐神、伊邪那美神、須佐之男命」のみを祭神とし、「熊野神社」の社名を有しない社は、「熊野神社」特有神ではないため、「熊野神社」としては扱わないことにする。

2.1 阿讃山地越えの「熊野神」勧請記載

「熊野神社」で明確に勧請元を記しているのは、木田郡126「熊野神社」のみである。

(9) 木田郡126「熊野神社」

田中村大字小簀字中筋

祭神 伊弉册命

由緒 文治年間(1185~1189)阿波国大瀧寺より奉迎せしといふ。氏神記録(公儀へ差出の舊記覚)に『氏神熊野権現文治年中に安部越中多田四郎と申す者建立仕候文治より寛文九年(1669)に至り四百八十年余如此申上申候 寛文九年四月吉祥日』とあり。(下略)

「大瀧寺」(徳島県美馬市脇町字西大谷674、四国別格20番)は、香川・徳島県境にあり、木田郡126「熊野神社」から、山道6kmほど西に位置している。この社伝が事実なら、当社は阿波国から山越えで勧請されたことを示す証拠となる。祭神が「伊弉册命」のみであるが、「熊野神社」の社名を持つ当社は、注目に値する。

2.2 空海による「熊野神」勧請記載

空海が「熊野神」を勧請したとする「由緒」を記す社は以下のとおりである。

(10) 仲多度郡3「木熊野神社」

善通寺町大字生野字原

祭神 速玉男命 事解男命 伊邪那美命

由緒 僧空海紀州熊野より迎へて祀れる所と伝へらる。(中略)上古この地を開拓せし神を祭りしが、後熊野神を合祀せしものならむとも云ふ。(下略)

(11) 仲多度郡15「木熊野神社」

善通寺町大字善通寺字瓦谷(伏見)

祭神 伊邪那美命 速玉男之命 事解男之命

由緒 弘仁年間(810~823)僧空海紀伊熊野より御分霊を迎へて奉齋せしに肇ると伝へらる。又一説には弘仁年間此の地の豪族広朝氏が、氏の祖神なる熊野大神を熊野より迎へ奉れりとも云はれ、(下略)

(12) 仲多度郡104「黒見神社」

吉野村字黒見

祭神 伊弉册命 速玉男命 事解男命

由緒 (前略) 伝ふる所によれば、弘仁十二年(821)僧空海満濃池築造に際し紀州熊野権現を迎へて祈願せし所といふ。(下略)

仲多度郡3「木熊野神社」、仲多度郡15「木熊野神社」、仲多度郡104「黒見神社」、仲多度郡132「木熊野神社」の、空海が「熊野神」を勧請したとする記述は、注目すべきであろう。仲多度郡132「木熊野神社」に「由緒」に次のような記述がある。

(13) 仲多度郡132「木熊野神社」

筆岡村大字中村字宮東

祭神 伊弉那美命 速玉男命 事解男命

由緒 僧空海の勧請と伝ふ。(中略)空海は佐伯田公の子にして、此の地方の名門たる上に、善通寺寺領地も多かりしかば、社寺領の一般例、比叡山領に山王、男山社領に石清水、祇園社領に祇園、賀茂社領に加茂を奉齋せるもの多きが如く、真言宗たる善通寺領内に熊野神社を奉齋せしものならむかと云へり。(下略)

香川県の「熊野神」を祀る社に、空海による勧請を記すことが多いことは留意すべきことと思う。

2.3 「熊野神」の勧請記載

「熊野神」の勧請の記述を有する社は、以下である。

(14) 綾歌郡156「五社八幡神社」

陶村字猿王東

祭神 天照皇大神 誉田天皇 軻遇突智命
底筒男命 熊野樟日命

由緒 (前略)一説に、仁和年中(885~888)菅原道真此の地に来る。偶々叢中光気あり。神童現れて道真に告げて曰く、吾は熊野神なり、此の地に鎮座して国人を守護らむと。道真即ち祠を建てて之を祀る。(下略)

綾歌郡156「五社八幡神社」の「熊野神」は、菅原道真の肇祀であるという。

(15) 木田郡317「新宮神社」

前田村大字北亀田字末峰

祭神 須佐之男命(一に曰熊野新宮御分霊)

由緒 熊野新宮の御分霊を奉祀せしものとも云ふ。(下略)

(16) 木田郡318「那智神社」

前田村大字北亀田字清水

祭神 須佐之男命(一に曰熊野那智神社御分霊)

由緒 熊野那智神社の御分霊を奉祀せしものとも云

ふ。(下略)

(17) 木田郡325「熊野神社」

川添村大字元山字下大熊

祭神 伊弉那美命

由緒 天正三年(1575)九月、大熊弾正紀州熊野神社に詣で、その御分霊を奉移して元山郷の氏神とせしに始まる。(下略)

(18) 香川郡25「熊野神社」

太田村大字松縄字宮西

祭神 伊弉册命 事解男命 速玉男命

由緒 元久、承元(1204~1210)の頃熊野清光の勧請と云へり。(下略)

(19) 香川郡69「熊野神社」

多肥村大字出作字前原

祭神 伊弉册命 事解男命 速玉男命

由緒 往古紀伊国熊野権現の分霊を迎へ出作村の鎮護神として崇敬すといふ。(下略)

仲多度郡3、仲多度郡15、仲多度郡104、木田郡317、木田郡318、木田郡325、香川郡69、は、社伝に紀州熊野より勧請のことを記している。これ等は、直接熊野より勧請したものか、近在の「熊野神」を再勧請したものか、明らかではない。

また、『香川県史』には、「増峠」と熊野信仰について、

注目すべきは、すでに、南北朝期、善通寺領内に居住する熊野先達がいたことであって、熊野神社の勧請は、それよりも以前であるということであろう。(中略)増峠は、幾度となく熊野参詣を果たし、(中略)彼が、熊野三山の神々を水主の本宮・那智・新宮の三山にそれぞれ勧請し、石風呂を設けたと伝えられている。実際は、前述のように増峠以前、すでに、これらの勧請のことが知られるので彼による再興ないしは興隆のことを指しているものであろう。

(『香川県史 第二巻』p646~467)

とあって、事実、善通寺周辺と水主地区の「熊野神」の分布は濃密である。

2.4 祭神名を失った「熊野神社」

社名に「熊野神社」を残しながら、熊野三社の祭神名を失った神社もある。

(20) 綾歌郡454「熊野神社」

造田村字西川

祭神 天神地祇

(21) 綾歌郡498「熊野神社」

美合村大字川東字川奥

賀茂神社 表1 「祭神別 神社表」

郡市	No	神社名	所在地	祭神	
				本殿	合祀境内
大川	108	加茂神社	津田町字琴林		
大川	275	造田神社	造田村大字弘字川西		
木田	106	雷八幡神社	田中村大字田中宇宮下		
香川	14	賀茂神社	香西町字香西		
香川	16	三和神社	香西町字香西		
香川	17	恵比須神社	香西町字香西		
香川	239	加茂神社	下笠居村字龜水		
香川	259	加茂神社	雌雄島村大字男木島字大井		=
綾歌	83	鴨神社	加茂村大字鴨字并手西		
仲多	95	若林神社	四條村大字吉野下字川原添		
仲多	98	神野神社	神野村大字東七箇字神野		
仲多	129	加茂神社	十郷村大字佐文字岡		
仲多	152	加茂神社	四箇村大字三井字久保		
仲多	161	加茂神社	四箇村大字青木字川関		
仲多	176	加茂神社	豊原村大字南鴨字辻		
仲多	217	加茂神社	広島村大字広島市并浦字東通		
三豊	8	賀茂神社	観音寺町大字観音寺字賀茂		
三豊	36	賀茂神社	仁尾町大字仁尾字北		
三豊	280	高屋神社	高室村大字高室字稻岳山(稻積)		
三豊	289	加茂神社	常磐村大字植田字田井		
小豆	111	加茂神社	坂手村字西片山		
香川	188	吉野神社	円座村大字円座字長柄(下本村)		
香川	261	八幡神社	直島村字高田浦八幡山		

熊野神社

郡市	No	神社名	所在地	祭神	
				本殿	合祀境内
大川	132	地主神社	相生村大字坂元字本村		
大川	201	水主神社	譽水村大字水主字宮内		
大川	203	那知神社	譽水村大字水主字西内		
木田	6	熊野神社	平井町大字井上字立石		
木田	64	熊野神社	奥鹿村大字奥山字井戸		
木田	126	熊野神社	田中村大字小竈字中筋		
木田	186	八王子神社	下高岡村字塚脇		
木田	253	羽間神社	牟礼村大字大町字羽間		
木田	317	新宮神社	前田村大字北島田字末峰		
木田	318	那智神社	前田村大字北島田字清水		
木田	319	熊野神社	前田村大字西前田字引妻		
木田	325	熊野神社	川添村大字元山字下大熊		
木田	381	熊野神社	十河町大字西十河字佐古		
木田	384	熊野神社	十河町大字東十河字寶地		
木田	394	熊野神社	東植田村大字菅沢字宮ノ谷		
木田	424	寶神社	東植田村大字東植田字厚朴峠		
木田	449	熊野神社	西植田村大字池田字下山田		
小豆	13	八坂神社	草壁町大字下村字尺越		
小豆	31	熊野神社	池田町大字中山字杉尾		
小豆	141	天津神社	四海村大字小江字村内		
香川	25	熊野神社	大田村大字松縄字宮西		
香川	41	熊野神社	鷺田村大字坂田字室		
香川	69	熊野神社	多肥村大字出作字前原		
香川	87	八幡神社	浅野村字宮裡		
香川	118	熊野神社	安原村大字安原下字音川		
香川	129	熊野神社	塩江村大字安原上字川地		
香川	133	熊野神社	塩江村大字安原上東字北井		
香川	144	熊野神社	安原上西村字下貝ノ股		

香川	224	熊野神社	上笠居村字鬼無		
丸亀	4	大神社	津森字宮浦		
丸亀	13	産巢日神社	瓦町		
綾歌	156	五社八幡神社	陶村字猿王東		
綾歌	195	池谷神社	羽床上村大字羽床上字池谷		
綾歌	344	楠神社	坂本村大字川原字砂子		
綾歌	454	熊野神社	造田村字西川		=
綾歌	460	皇子神社	美合村大字仲通字名頃		
綾歌	468	御誓社	美合村大字中通字平川		
綾歌	498	熊野神社	美合村大字川東字川奥		=
仲多	2	木熊野神社	善通寺町大字生野字西岡		
仲多	3	木熊野神社	善通寺町大字生野字原		
仲多	15	木熊野神社	善通寺町大字善通寺字瓦谷(伏見)		
仲多	16	御館神社	善通寺町大字善通寺字宮ノ尾(有岡)		
仲多	104	黒見神社	吉野村字黒見		
仲多	117	大山神社	七箇村大字七箇字堀切(照井)		
仲多	126	木熊野神社	十郷村大字十郷字山脇川北中平		
仲多	132	木熊野神社	肇岡村大字中村字宮東		
仲多	142	水分神社	吉原村大字吉原字水分		
三豊	136	八柱神社	吉津村字止本		
三豊	232	池八幡神社	麻村大字下麻字上莊田		
三豊	235	熊野神社	麻村大字下麻字大谷		
三豊	294	天神社	一ノ谷村大字中田井字天神岡		
三豊	296	五社神社	一ノ谷村大字本大字本村道西上		
三豊	316	熊野神社	辻村字寺岡		

諏訪神社

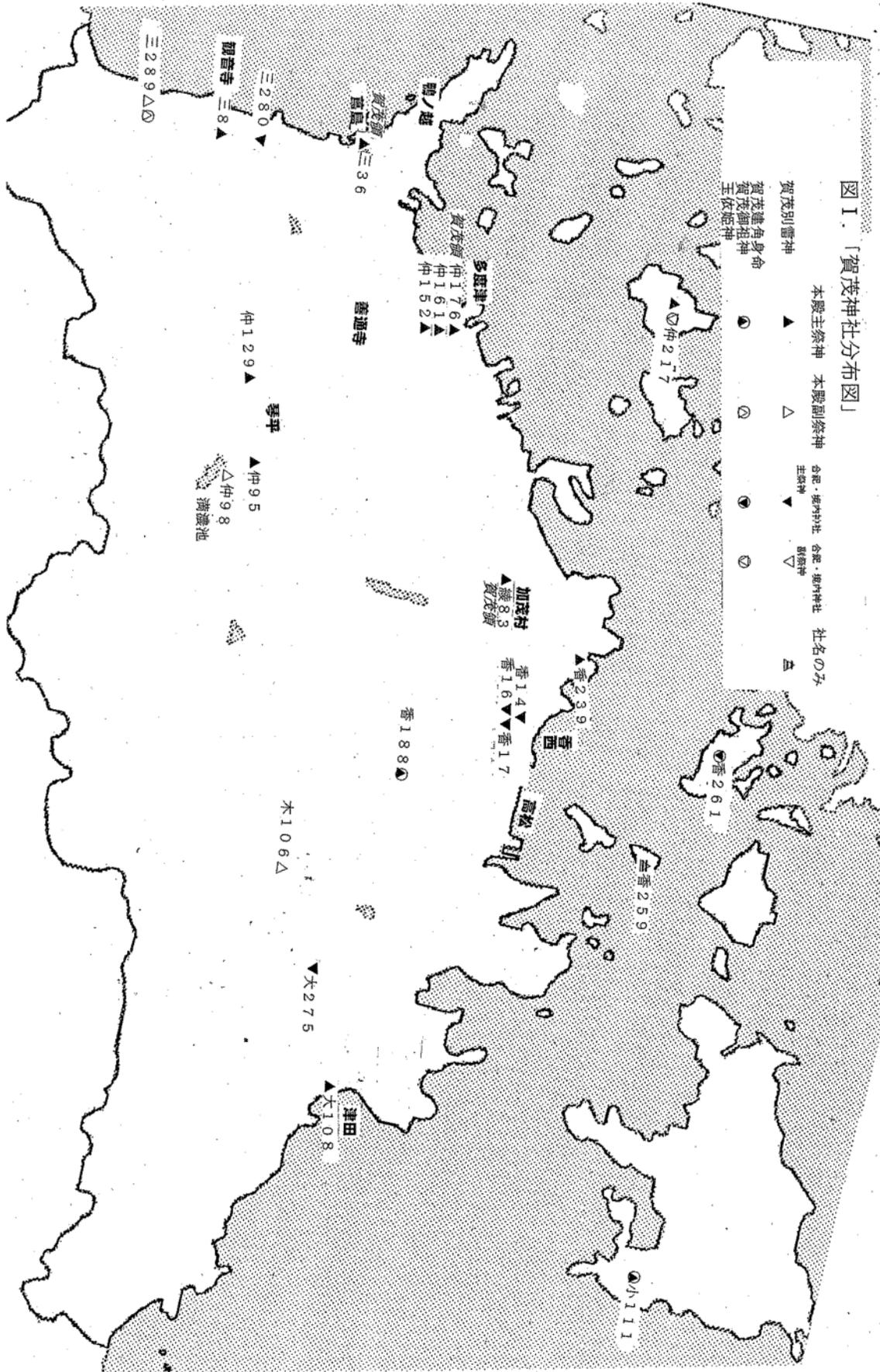
郡市	No	神社名	所在地	祭神	
				本殿	合祀境内
高松	18	諏訪神社	高松市栗林町		
大川	314	諏訪神社	造田村大字乙井字川南		
木田	1	天野神社	平井町大字井上字高野		
木田	115	諏訪神社	田中村大字田中		
木田	174	諏訪神社	氷上村大字上高岡字諏訪		
木田	323	諏訪神社	川添村大字山崎字久米山		
香川	137	古森神社	塩江村大字安原上東字南地		
香川	180	諏訪神社	川岡村大字川部字諏訪		
綾歌	238	福ノ宮神社	山田村大字東分字末国		
綾歌	370	諏訪神社	栗熊村大字栗熊西字荒		
綾歌	482	城村神社	美合村大字勝浦字真鈴		
仲多	2	木熊野神社	善通寺町大字生野字西岡		
仲多	54	素盞神社	南村大字祚原字上久保		
仲多	62	皇美屋社	与北村字宮前		
仲多	65	新羅神社	龍川村大字木徳字松浦		
仲多	101	諏訪神社	神野村大字真野字片山		
三豊	159	諏訪神社	勝間村大字上勝間字平池		
三豊	164	諏訪神社	勝間村大字下勝間字西山		
三豊	205	高良神社	本山村大字寺家字屋敷内		
三豊	230	麻部神社	麻村大字上麻字榎谷		

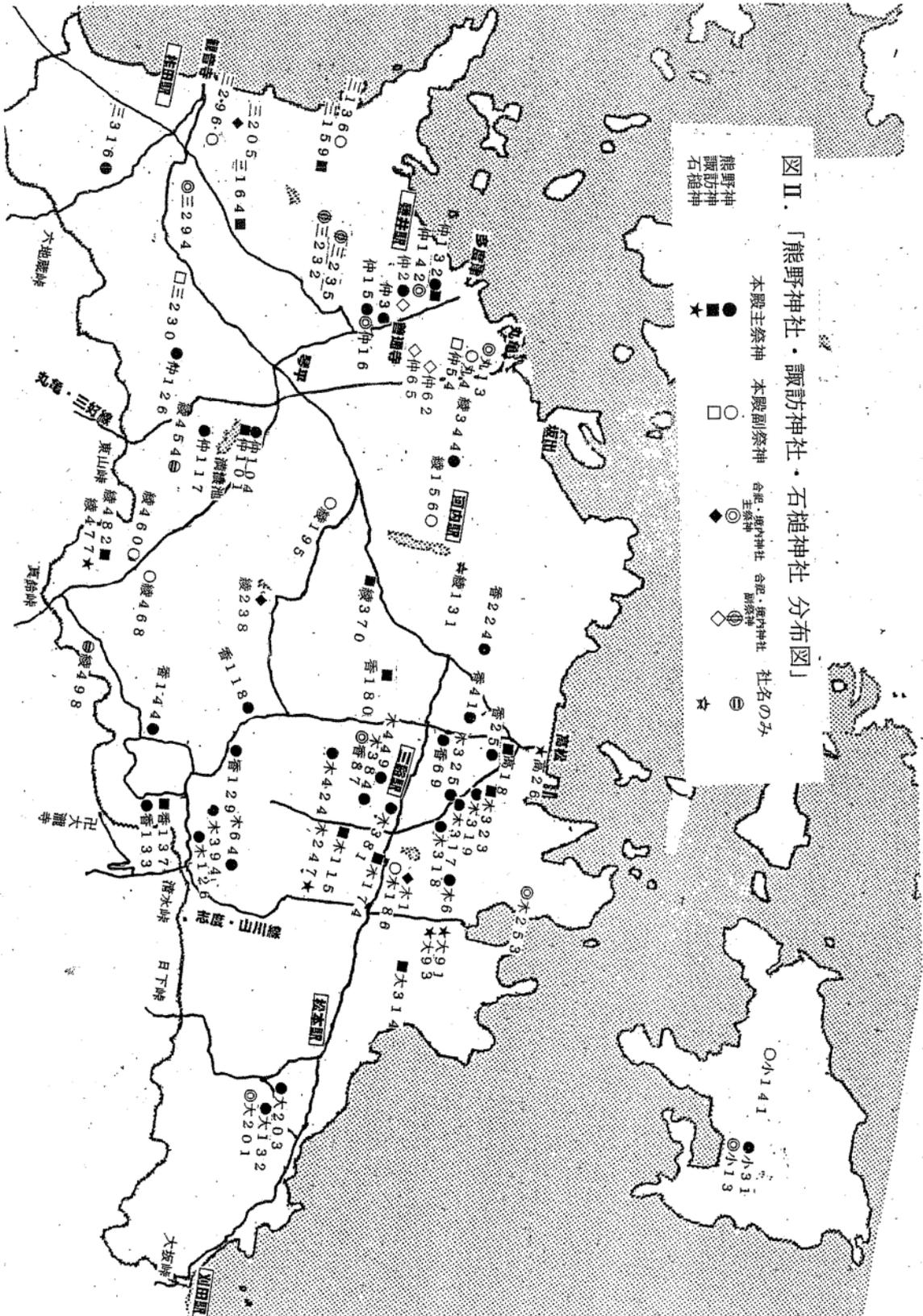
石槌神社

郡市	No	神社名	所在地	祭神	
				本殿	合祀境内
大川	91	石槌神社	志度町大字志度字雨乞山		
大川	93	石槌神社	志度町大字志度字八ツ池		
高松	26	石槌神社	高松市内町三ノ門		
木田	247	石槌神社	井戸村字中代		
綾歌	131	石槌神社	山内村大字新名字鷺之山		=
綾歌	477	石槌神社	美合村大字勝浦字奈良ノ木		

本殿主祭神 本殿副祭神 合祀・境内神社 合祀境内神社 社名のみ
主祭神 副祭神

賀茂別雷神	=
賀茂御祖神	
熊野神	=
諏訪神	
石槌神	=





祭神 天神地祇十二神

綾歌郡454、綾歌郡498の「熊野神社」は、いずれも熊野系の勧請社だったのであろうが、社名を残すのみで祭神が不明になってしまったものであろう。

3. 「諏訪神社」

香川県の「諏訪神社」は

信濃国「諏訪大社上社」祭神：建御名方神

信濃国「諏訪大社下社」祭神：八坂刀売神

八重事代主神

からの勧請社であらう。『香川県神社誌』に登録されている祭神は、「建御名方神・建南方神」のみで、「諏訪大社下社」の祭神は登録されていない。

3.1 武神としての「諏訪神」

武神としての「諏訪神」を祀ったとする「由緒」を記してある社は、以下である。

(22) 綾歌郡370「諏訪神社」

栗熊村大字栗熊西字荒

祭神 健御名方命

由緒 伝ふる所によれば、往昔栗熊西村の南方猫山より怪猫出でて村民を害し幼童を喰ふ。又当社三町程東に大橋あり。鳴橋と唱へ怪猫ここに出でて盛に行人を悩ます。里人酒部黒麿に請ひ荒の地に黒麿自作の神像を以て神社を建立し、武神健御名方命を勧請せしに猫害これによりて止みたり。(下略)

(23) 綾歌郡482「城村神社」

美合村大字勝浦字真鈴

祭神 建御名方命

由緒 口碑によれば長徳四年(998)矢野某の創祀にして当時鳥獣の害多きを憂へて勧請すと云へり。今も鳥獣を狩りて神前に供するの遺風あり。(下略)

(24) 高松市18「諏訪神社」

高松市栗林町

祭神 建御名方神 大物主神 崇徳天皇

由緒 享保十四年(1729)の創祀にして社記木札に『奉勧請諏訪大明神政頼明神 根津明神 武運長久祈 処 享保十四己酉四月始勧請於上邑妙見安置之境内 高橋與左衛門 宝曆九己卯(1759)夏六月移宇今之地 鷹匠中』とあり。(中略)神像の台裏に武田玄公守神と刻しありて、即ち信州諏訪より勧請せられしものなりと云ふ。

(25) 仲多度郡101「諏訪神社」

神野村大字真野字片山

祭神 建御名方命 大年神 地神大神

下照比売命 御年神

由緒 弘仁三年(812)当村の土山川大膳宗久の創祀にして(中略)応安六年(1373)山川市頭及び長尾城主長尾氏一族武運長久祈願の爲め改築せり。(下略)

「諏訪神」について、『世界宗教大事典』に

諏訪信仰 鎌倉時代にこれを氏神と仰ぐ諏訪氏が武士団を形成し、武家社会一般の間に重神としての諏訪信仰が成立した。

(千葉徳爾)(『世界宗教大事典』p1057)

とある。綾歌郡370「諏訪神社」、綾歌郡482「城村神社」は共に、鳥獣の害を「諏訪神」を勧請して除いたことを社伝に記している。綾歌郡370に「武神」、高松市18に「武運長久祈処」、仲多度郡101に「武運長久祈願」とあり、威武を求めた「諏訪信仰」を読み取れる。

また、綾歌郡482「城村神社」の社伝には、狩猟守護神としての「諏訪神」の性格も伺える。

3.2 「諏訪神」の勧請年代記載

「諏訪神」勧請の年代を記した記載は以下のとおりである。

(26) 大川郡314「諏訪神社」

造田村大字乙井字川南

祭神 建御名方神

由緒 天正年間(1573~1591)四宮太郎左衛門尉光利の創祀する所といふ。(中略)天正年間に至りて光利信州上諏訪神の御分霊を奉じ来りて諏訪山の麓に鎮祭し、地を諏訪に擬し池を社の南方に造りて諏訪湖に模す。(下略)

(27) 木田郡174「諏訪神社」

氷上村大字上高岡字諏訪

祭神 建御名方命

由緒 氷上村安西家記によれば、文明年間(1469~1486)安西左近信州諏訪より此の地に移り、文明三年(1471)三月二十一日己が宅地の巽の山上に諏訪明神を奉祀せりとあり。(下略)

(28) 木田郡323「諏訪神社」

川添村大字山崎字久米山

祭神 建御名方命

由緒 天正年間の創建と云ふ。伝ふる所によれば、天正十年(1582)武田勝頼天目山に敗れ、武田氏滅亡の際勝頼の子桃千代丸逃れて当国屋嶋に來たり、山田郡元山村大野備前守方に止まる。後桃千

代丸諏訪明神を山崎の地に勧請せしに始まると云へり。諏訪明神と称せられ雨乞祈願所として有名なり。(下略)

(29) 三豊郡164「諏訪神社」

勝間村大字下勝間字西山

祭神 建南方命

由緒 寛文九年(1669)の創祀といふ。(下略)

(30) 三豊郡205「高良神社」

本山村大字寺家字屋敷内

祭神 玉垂命(一に曰 相殿 猿田彦命)

合祀祭神 建御名方命 大物主命

事代主命 倉稻魂命 大雀命

(一に曰 天照皇大神 埴安姫神 少彦名命

をも合祀す)

由緒 伝へ云ふ。貞観十四年(872)当村の人田井式部なる者、筑後国一ノ宮高良山より勧請して此の地の氏神と奉齋す。(下略)

三豊郡205「高良神社」は「諏訪神社」とは別神社で、「建御名方命」は合祀祭神の一である。

4. 「石槌神社」

香川県の「石槌神社」は、

伊予国「石鎚神社」 祭神：石鎚毘古命

からの勧請であろう。『香川県神社誌』での祭神は「石槌彦命・石土比古命・石土毘古命」「石槌姫命」であり、いずれも由緒は記述がない。

4.1 香川県内の「石槌神社」

『香川県神社誌』で「石槌彦」を祀った社は以下のみである。

(31) 高松市26「石槌神社」

高松市内町三ノ門

祭神 石土比古命 大物主命

由緒 創祀不詳。伊予国石槌神社より勧請せりと云ふ。

(32) 大川郡91「石槌神社」

志度町大字志度字雨乞山

祭神 不詳(一に曰 石槌彦命 石槌姫命)

(33) 大川郡93「石槌神社」

志度町大字志度ハツ池

祭神 不詳(一に曰 石槌彦命 石槌姫命)

(34) 木田郡247「石槌神社」

井戸村字中代

祭神 石土毘古命

(35) 綾歌郡477「石槌神社」

美合村大字勝浦字奈良ノ木

祭神 石土毘古神

4.2 祭神名が替わった「石槌神社」

(36) 綾歌郡131「石槌神社」

山内村大字新名字鷲之山

祭神 石凝姥命、金山彦神

綾歌郡131「石槌神社」は社名と祭神名が一致しなくなっている。「石凝姥命」は、天の岩戸隠れの折に使用した「八咫鏡」を製作した神であって、「石槌神」とは縁故はない。これも元来は、伊予国「石鎚神社」系からの勧請社であったものが、祭神が不明になってしまったもので、ただ、「石」の字に引かれて祭神とされたものであろう。

4.3 「石槌神」の広がりや衰微

高松市26、大川郡91、大川郡93、木田郡247、綾歌郡477、綾歌郡131の「石槌神社」の存在は、かつて、西・中讃地域に「石槌神」信仰が広がっていたことを伺わせると同時に、綾歌郡131「石槌神社」のように、社名を残すのみで、祭神名が入れ替わったことから、「石槌神」信仰の衰微が伺える。

5. 街道との関係

5.1 南海古道

『延喜式』巻28「兵部省」の「讃岐国駅馬」には、次の6駅が記されている。^{注3}

(推定現在地)

刈田駅 大川郡刈田町馬宿

松本駅 大川郡大川町田面

三谿駅 高松市三谷町原又は平石附近

河内駅 坂出市府中町石井

鷹井駅 善通寺弘田町永井

柞田駅 観音寺市柞田町

往古、讃岐国中央部を南海古道が横断していたが、「図 熊野神社・諏訪神社・石槌神社 分布図」に示すとおり、現在の「熊野神」の分布は、南海古道とは必ずしも合致しない。「松本駅」「河内駅」「柞田駅」周辺には「熊野神」の分布は濃厚とは言えず、むしろ、阿讃山地の峠に連なる沿道に分布が多い。

5.2 阿讃山地峠と神社分布

「善通寺～琴平～東山峠・真鈴峠」への街道沿いの「熊野神」の濃密な分布は注目に値する。琴平南部から「丸亀・三好線」が「東山峠」へ向けて通じている

県道4号線に沿って「賀茂神」を祭神とする仲多度郡95「若林神社」、仲多度郡98「神野神社」、「熊野神」を祭神とする仲多度郡104「黒見神社」、仲多度郡117「大山神社」、「諏訪神」を祭神とする仲多度郡101「諏訪神社」の諸社が分布している。反面、明治に開通したという猪鼻峠へ通じる国道32号線沿いには、分布は少ない。

国道108号線の「真鈴峠」附近には、綾歌郡477「石槌神社」、綾歌郡482「諏訪神社」、綾歌郡460「皇子神社」、綾歌郡468「御誓神社」が山間にもかかわらず分布している。

香川・徳島の県境の阿讃山地には綾歌郡498「熊野神社」、香川郡133「熊野神社」、木田郡394「熊野神社」、香川郡137「古森神社」が分布しているし、木田郡126「熊野神社」は、阿波国から峠越えて勧請したことが記されている。

大川郡91「石槌神社」、大川郡93「石槌神社」、木田郡247「石槌神社」は、清水峠から志度湾に至る街道に沿って分布している。綾歌郡477「石槌神社」と併せて、これら「石槌神」四社は、「真鈴峠・清水峠」を經由して、峠越えて伝播してきたものではないだろうか。

「熊野神」、「諏訪神」、「石槌神」は、阿讃山地の峠を越えての伝播を看取できる。

まとめ

『香川県神社誌』からの神社分布を整理してみると、次の結論を得られる。

1. 「賀茂神」は、賀茂社領のあった仁尾・多度津・綾歌郡加茂村及び、律令時代に港の存在した津田・香西・観音寺と、沿岸部を中心に分布しており、海路による伝播が考えられる。特に「賀茂御祖神社」祭神は島嶼部での分布が認められる。
2. 「熊野神」、「諏訪神」、「石槌神」は、南北の街道に沿って分布する傾向があり、県南の山間にも多く分布することから、県南阿讃山地峠越えの伝播経路が考えられる。

また、「諏訪神」を祀る神社の社伝には、鳥獣の被害を諏訪神の威武で免れたとする話を伴うもの及び、「武運長久」を祈る記述があり、「軍神」としての諏訪信仰が伺える。

空海と「熊野神社」との関わりについては未調査である。

参考文献

- 1) 香川県神職会、『香川県神社誌』、1938年
- 2) 福家惣衛著、『香川県通史・古代中世近世編』、上田書店、1965年
- 3) 香川県編集発行、『香川県史』、四国新聞社出版、1989年
- 4) 式内社研究会編、『式内社調査報告』「第23巻、北海道」、皇學館大学出版部発行、1987年
- 5) Wikipedia「熊野速玉大社」
<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%86%8A%E9%87%8E%E9%80%9F%E7%8E%89%E5%A4%A7%E7%A4%BE>
- 6) Wikipedia「熊野本宮大社」
<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%86%8A%E9%87%8E%E6%9C%AC%E5%AE%AE%E5%A4%A7%E7%A4%BE>
- 7) 山下哲雄監修、『世界宗教大事典』、平凡社、1991年

注1 『香川県神社誌』には、「皇紀」で記されているが、小稿では、すべて西暦に改めた。

注2 香川県教育委員会編、『新編 香川叢書 史料篇(二)』、p890、新編香川叢書刊行企画委員会発行、1981年
〔常德寺文書〕 香川県三豊郡仁尾町仁尾九三ノ甲 常德寺蔵
細川顯氏禁制

「陸奥守源朝臣」

禁制 鴨御祖社領讃岐國內海津多嶋供祭所
右、於当社領、軍勢以下甲乙人等不可致濫妨狼藉、
若有違犯之輩者、可処重科之状、如件、

観応元年十二月十七日

陸奥守源朝臣(花押)

注3 推定現在地は、『香川県通史・古代中世近世編』(p235)に依る。